

(趣旨)

第 1 条 九州大学本部庁舎(以下「庁舎」という。)の管理(業務を遂行する上での秩序の維持及び安全の保持等をいう。以下同じ。)については、法令又は九州大学(以下「本学」という。)の他の規則等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理者等)

第 2 条 事務局長は、庁舎の管理者(以下「管理者」という。)として、総長の指示の下、庁舎の管理に関する事務を処理する。

2 管理者は、不在の場合に備えて、あらかじめその代理者を指定しておかなければならない。

3 管理者は、その職務を補助させるため、必要に応じて、管理補助者を置くことができる。

(職員の義務)

第 3 条 役員及び職員は、管理者、代理者及び管理補助者(以下「管理者等」という。)が庁舎の管理のための措置を指示したときは、その指示に従わなければならない。

(使用者の義務)

第 4 条 庁舎の各室の利用者は、退室の際、火気等を点検し、安全を確認の上、施錠して退室するものとする。

(立入制限)

第 5 条 管理者等は、必要に応じて、庁舎に立ち入ろうとする者に対し、その目的、用務先その他必要な事項を質問することができるものとする。

2 管理者等は、多数の者が庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、立ち入ることのできる者の人数、立ち入りの時間、場所等を制限するものとする。

3 第 1 項及び前項の場合において、総長は、庁舎に立ち入ろうとする者の行為その他の状況から判断して、その者が庁舎の管理を乱すおそれがあると認めるときは、庁舎への立ち入りを禁止するものとする。

(中止命令等)

第 6 条 総長は、次の各号のいずれかに該当する者又は管理者等が庁舎への立ち入りに当たって指示した事項に違反した者に対して、その行為の中止又は退去を命ずるものとする。ただし、総長が庁舎の管理上及び業務の遂行上支障がないと認める場合又は正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 庁舎において職員に面会を強要する者

(2) 庁舎に銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込んだ者

(3) 庁舎において建物その他の施設設備を破壊し、又は汚損した者

(4) 示威、陳情等のため、庁舎にプラカードその他これらに類する物又は拡声器等を持ち込んだ者

(5) 庁舎において、庁舎の静穏を害する行為をする者

(6) 庁舎において、通行の妨害となる行為をする者

(7) 庁舎において、金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売をする者

(8) 前各号の行為をしようとする者

(9) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序を乱し、役員及び職員の安全を脅かし、若しくは庁舎の清潔を乱すような行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 12 日から施行する。